

# 「实在児童の人権擁護基金」 から御寄付のお願い

实在児童の人権擁護基金

代表理事 藤本由香里(明治大学准教授)

理事 小林来夏／水戸泉(作家)

理事 深沢梨絵(作家)

監事 長田三紀(団体職員)

(郵便振替)

10020-57716711

ジツザイジドウノジンケンヨウゴキキン

(ゆうちょ銀行)

店名:〇〇八(ゼロゼロハチ) 普通 5771671

ジツザイジドウノジンケンヨウゴキキン

## <御寄付頂いたお金の使い途>

寄付先は、基本的に国内。

①施設(シェルターやホーム等)や病院等、現場ないし現場に近いところ。

②奨学金関係

連絡先:東京都千代田区麴町4丁目2番地 第二麴町ビル2階

リンク総合法律事務所内

連絡担当事務局:弁護士 山口貴士

規約、寄付金の集まり状況、寄付をした先、基金からのお知らせ等の情報公開と御意見・御連絡の受付は、「实在児童の人権擁護基金のブログ」においておこなっております(google等で「实在児童」で検索すると辿りつけます。)

<http://jitsuzai-jinken.cocolog-nifty.com/blog/>

両面印刷になっております。裏面も御参照下さい。

# 実在児童の人権擁護基金設立趣意書

2010年12月28日

代表理事 藤本由香里(明治大学准教授)  
理事 小林来夏/水戸泉(作家)  
理事 深沢梨絵(作家)

昨年2月、東京都議会に提出された「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」(平成22年第1回定例会提出第三十号議案)(以下、「都条例改正案」)を契機に、マンガ表現に対する法的規制の是非をめぐる、ひろく議論が沸き起こりました。その際に「非実在青少年」という言葉が多くの注目を集めました。

私達は、都条例改正案が持つ数々の問題点に懸念を持ち、規制に反対する活動を展開する中で、規制強化を求める方々から、「青少年を守るため」、「青少年の人権を守るため」に規制が必要という反論がなされました。

それを聞いて、我々の疑問はさらに深まりました。創作物やインターネットの規制が子どもの人権擁護のために役に立つとはとても思えないからです。同時に、創作物やインターネットの規制をしたことにより、子どもの人権を守った気になられても困ると思いました。この時から、都条例改正案の問題点について議論するだけでなく、「非実在青少年」ではなく、「実在する青少年(児童)」の人権を擁護するために、自分達に何が出来るのかを考えるようになり、議論をするようになりました。

議論の結果として見えて来た方向性は3つです。一つ目は、継続的に活動を行うこと、二つ目は、垣根を低くして、様々な人が参加しやすいものにする、三つ目は、最も効率よく子どもたちのところに支援を届けることです。この3つの方向性を考えた結果、基金を設立し、寄付を募ることが最善であるという結論になりました。

実在児童の人権擁護基金の運営は3人の理事から構成される理事会と理事会の下において設置される事務局により行われ、うち、一名が代表理事として、当基金を代表することになります。集まった寄付金は、実在する児童の人権擁護活動に携わっている方々や団体の支援をするために使わせて頂きますので、なにとぞ、皆様のご協力をお願い申し上げます。

後になりますが、当基金の口座をお知らせします。

(郵便振替)

10020-57716711

ジツザイジドウノジンケンヨウゴキキン

(ゆうちょ銀行)

店名:〇〇八(ゼロゼロハチ) 普通 5771671

ジツザイジドウノジンケンヨウゴキキン